

起案用紙（産業建設常任委員会記録伺）

（1号）

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和元年9月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和元年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	令和元年9月18日（水）		
				会議時間	13時00分 ～ 13時37分		
出席委員	委員長	川村 一朗		委 員	谷田 道子		
	副委員長	松浦 伸		委 員	酒井 石		
	委 員	白木 一嘉					
	委 員	小出 徳彦		欠席委員			
	委 員	上岡 正					
その他	議 長	宮崎 努					
執行部出席者	まちづくり課長	桑原 晶彦					
	まちづくり課長補佐	佐川 徳和					
	上下水道課長	秋森 博					
	上下水道課長補佐	富田 一之					
	上下水道課総務係長	井口 敦					
事務局	事務局長	阿部 定佳					
	事務局長補佐	上岡 史卓					
記 録							
<p>令和元年9月定例会において、本委員会に付託を受けた議案2件について委員会を開催しました。 その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

●まず、第32号議案「四万十市道路及び附属物占用条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：桑原まちづくり課長】改正条例の最初の14行は、これまで無かった見出しを条例に追加するもの。第15条については、道路法第73条で督促の規定があるが、市条例にはないため、適切な事務がなされていないと指摘されたため、新たに督促手数料及び延滞金についての規定を追加したもの。手数料の額、延滞金の率については道路法施行令により定められたもの。他、施行令の号ズレを改めるもの。

【質疑：白木委員】これまで見出しがなかった理由は。

【答弁：桑原まちづくり課長】古い条例には見出しがないものもあり、条例改正の際、合わせて見出しを追加している。

【質疑：谷田委員】延滞金が年間10.75%とのことだが、これまでは延滞金はなかったのか。

【答弁：桑原まちづくり課長】条例上定められていなかったため、これまでは存在してなかった。但し、昨年度の申請で確認したが、延滞金の生じるようなものは1件もなかった。道路占用において、個人からの申請も若干はあるが、それは工事を請け負った業者を通じてであり、実際に占用料が支払われないことはほとんどない。

【質疑：小出委員】お祭り等で道路の使用料を警察に支払うが、この条例とは別か。

【答弁：桑原まちづくり課長】道路使用ではなく占用で、地中等を継続して使用するというもので、使用料とは別になる。

【質疑：上岡委員】遅れてきて冒頭聞き逃して申し訳ない。個人の道路占用は水道管が多いと思う。一般質問でも占用料の取り扱いがおかしいのではないかと指摘したことがあるが、個人の給水管はずっと道路にあると思うが、その取扱いはどうなっているか。

【答弁：桑原まちづくり課長】それについては、課の中で協議し、新たな方針を定め、来年から適用することとしている。これまでは個人からも占用料を取っており、5年間を前払いで、以降は取っていなかった。これを今後は個人からは占用料を取らないこととしたい。ただ、今年までは5年分をもらっているため、来年から無料にすると不公平感もあり、また返還する必要があるため、来年度は4年分、再来年度は3年分をもらい、5年後から無料となる形を取りたい。

【質疑：小出委員】地上で、例えば倒壊しそうな家屋をワイヤーで支え、それが道路上にある時はどうなるか。

【答弁：桑原まちづくり課長】占用物は、道路法第32条及び道路法施行令第7条により定められている。電柱や電線、水道管等以外に、交通に支障を来すものとして、施行令で看板、旗竿、幕等が定められている。また、工事用の仮設物も対象となっており、ワイヤーはそれに該当するのではないかとと思われる。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第33号議案「四万十市水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：秋森上下水道課長】これまでの水道法は、指定給水装置工事事業者の名称や所在地の変更、事業開始・廃止・休止があったときの届け出の規定があった。しかし、届け出がない場合、事業実態の把握ができず、所在不明の事業者がいる等の問題があった。平成30年12月6日に可決された水道法の一部改正で、指定給水装置工事事業者の指定期間が定められ、5年毎に更新が必要になった。更新事務に対する対価として、手数料を定めることが必要となったため、条例改正を行うもの。更新手数料は、他市を参考として5千円とした。

【質疑：上岡委員】新規の金額はいくらか。

【答弁：秋森上下水道課長】1万円です。

【質疑：上岡委員】5年に1回だから新規と同じ1万円ではよくないか。5千円とした根拠は。他市を参考にしたというが、高知市はいくらか。

【答弁：秋森上下水道課長】高知市も5千円。根拠としては、下水道事業において指定工事店の更新は新規の半額であるため、似たような制度であり同様に半額にしたもの。

【質疑：上岡委員】指定給水装置工事事業者の登録件数は。

【答弁：秋森上下水道課長】全部で114件。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■次に行政視察について協議した。

(小休)

(正会)

【川村委員長】行政視察については10月7日～9日とし、視察先については岐阜県の下呂市、中津川市。目的としては下呂市は、ホスピタリティ都市宣言と下呂市観光計画、中津川市は、東濃ひのきブランド化、森林管理システム。質問事項としては別紙のとおり。執行部の随行職員は原則2名で、今回は農林水産課長と観光商工課長とされていたが、今回については特別に産業建設課長についても随行を求めるものとする。

●委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。